

# ロシア税務・法務ニュース

## 2014年3・4月

### 目次

1. 2015年1月から労働許可証の申請時にロシア語試験を導入
2. 2015年外国人雇用枠の申請開始、モスクワ市の申請期限は7月1日
3. タックス・ヘイブン対策税制の導入予定について
4. 移転価格セミナーのご案内



1. 2015年1月から労働許可証の申請時にロシア語試験を導入  
2015年1月以降、外国人が労働許可証を申請する際にはロシア語、ロシアの歴史、ロシアの法規制について試験を受けた旨の証明書が必要となります。(2014年4月23日付連邦法No. 74-FZ「ロシアにおける外国人の法的地位に関する連邦法の変更」)

例外として、高度の専門性を有する外国人(Highly Qualified Specialist)の労働許可証の申請時にはこの要請が免除されません。

証明書はロシア国内外の指定教育機関で発行され、5年間有効。ロシア・ソ連の教育機関で発行された卒業証明書に上記の科目が含まれる場合にはこれでも代替可能です。

詳細はリンクのNews letter をご参照ください。

[http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-HC-Alert-29-April-2014-Eng/\\$FILE/EY-HC-Alert-29-April-2014-Eng.pdf](http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-HC-Alert-29-April-2014-Eng/$FILE/EY-HC-Alert-29-April-2014-Eng.pdf)

[http://ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-HC-Alert-29-April-2014-Rus/\\$FILE/EY-HC-Alert-29-April-2014-Rus.pdf](http://ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-HC-Alert-29-April-2014-Rus/$FILE/EY-HC-Alert-29-April-2014-Rus.pdf)

## 2. 2015年外国人雇用枠の申請開始、モスクワ市の申請期限は7月1日

外国人の労働許可証の申請は、ロシア政府が毎年公表する「雇用枠に制限されない役職」や「高度な専門性をもつ外国人(HQS)」を除き、原則としてロシア政府から各社へ割り当てられる雇用枠をもとに行います。

2015年に外国人を雇用する予定の会社はその役職・国籍・人数を関連当局へ申請します。モスクワ市に所在する会社\*は2015年分の申請期限が従来の5月1日から7月1日に延期され、2014年分の修正雇用枠の申請期限は9月1日となります。

(\* モスクワ市以外の地方都市における雇用枠の申請期限は各地方政府の管轄当局にて規定されます。)

また、雇用枠の承認手続に関する法令も発行され、主な変更点は下記の通りです。

- 雇用枠の申請時に要請される必要書類の拡大

(例:事務所の賃貸契約、外国人へ住居を保证する旨の保証書など)

- 雇用枠が否認される事由の拡大\*\*

(例:過去、納税債務や雇用・入管法分野におけるコンプライアンス違反があった場合)

\*\* 近年、いくつかの理由(例:ロシア人でも雇用が代替可能)により、企業が申請した雇用枠の一部・全面否認がみられます。

## 3. タックス・ヘイブン対策税制の導入予定について

2015年1月1日からタックス・ヘイブン対策税制を導入する税法の改正法案が下院に3月18日に提出されました。ロシアの居住者が所得をロシアからタックス・ヘイブン国に移転することを阻止するための対策として、タックス・ヘイブン国の居住法人をロシアの居住者(個人や法人)が実質的にコントロールしている場合、タックス・ヘイブン国の法人の所得を、ロシア居住者の出資比率に応じて、ロシアの課税所得に加算するというものです。さらにロシア居住者は、ロシアの税務署に対してタックス・ヘイブン国の法人についての情報を開示することが義務づけられます。

但し、法案では、まだタックス・ヘイブン国の一覧が未定であり、ロシアの課税対象となる所得について詳細な定義がありません。また法案の詳細は未定ですが、ロシア企業はタックス・ヘイブン対策税制導入による影響について検討を始めています。

ロシア企業と合併事業を行っている日系企業では、今後、ロシア側パートナーから合併会社の投資形態の見直しなどの要請を受けられる可能性もあります。

詳細は、Russian Tax Brief March 2014

([http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-Russian-Tax-Brief-March-2014-Eng/\\$FILE/EY-Russian-Tax-Brief-March-2014-Eng.pdf](http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-Russian-Tax-Brief-March-2014-Eng/$FILE/EY-Russian-Tax-Brief-March-2014-Eng.pdf))をご参照ください。

## 4. EY 移転価格セミナーのご案内

テーマ: 最近の移転価格税制の適用、税務調査について

日時: 6月27日(金) 14時~

場所: EYモスクワ事務所

使用言語: 日本語・英語、参加費: 無料

**お申込み方法:** Japan Desk ローラまで、参加者氏名・役職・連絡先・関心事項をご連絡ください。(日本語対応可)

Mail: Lolakhon.Inogamdjanova@ru.ey.com

TEL: +7 (495) 755-9700 ext.4053

### <ご注意>

本資料では、各トピックにおける概要を一般情報としてまとめました。クライアントのロシア取引に際してのアドバイスではありませんので、このニュースの情報をもとに行われた取引について弊社では責任を負いません。

各取引を行うにあたっては、事前に専門家のアドバイスを受けることをお勧め致します。

## 日本語でのお問い合わせ先 Ernst & Young LLC Moscow

**松本**: Yuko.Fite@ru.ey.com

+7 (495) 755-9759

**新庄**: Wakako.Shinjo@ru.ey.com

+7 (495) 755-9700 ext.4004

**ローラ**: Lolakhon.Inogamdanova@ru.ey.com

+7 (495) 755-9700 ext.4053

EY | Assurance | Tax | Transactions |  
Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.comをご覧ください。

### 新日本有限責任監査法人について

新日本有限責任監査法人は、EYメンバーファームです。全国に拠点を持つ日本最大級の監査法人業界のリーダーです。監査および保証業務をはじめ、各種財務アドバイザリーの分野で高品質なサービスを提供しています。EYグローバル・ネットワークを通じ、日本を取り巻く経済活動の基盤に信頼をもたらし、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、shinnihon.or.jpをご覧ください。

© 2014 Ernst & Young ShinNihon LLC.  
All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。新日本有限責任監査法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。